

第4回検討委員会（2023.2.1）

那須雪崩事故の教訓から、登山部のあり方等を考える

提案1 資料1のとおり登山部数、部員数は減少し続けている。このまま進むと7～10年後に登山は消滅する。数年後には3、4校になると予想される。登山部は一般的な部ではなく、特定の学校だけにあるものになっている。部員も特定の学校に偏在している。

部員数の減少と偏在は、従来の登山部活動に対するニーズが低いことである。

今後の登山部のあり方を検討については、以下の3点を踏まえたものにすべきである。

- ① 登山部は将来消滅するか、数年後には3、4校になる可能性が高い。
- ② 県内どの学校にもニーズがあるのではなく、特定の学校に設置された部である。
- ③ 従来の登山部活動に対するニーズは低い。

提案理由（資料1から）

- 1 那須雪崩事故後、登山部数、部員数は減少し続けている。令和4年度活動している登山部は6校で部員総数は81名である。このまま進むと仮定すると令和7～10年くらいには登山部は消滅する。消滅しない場合でも数年後には登山部設置校は3、4校になると予想される。
- 2 登山部員数の減少は、従来の登山部活動に対するニーズが低いと考えられる。
- 3 部員数も一部の学校に偏在している。（2校で48名、全体の半数以上）高校生全体にニーズがあり全体的配置されている部ではない。特定の学校だけ設置された部である。
- 4 資料1の3と4を見ると、部員数が10名以下で廃部や休部になっている。平成4年度部員数10名以下の登山部が3部ある。

提案2 登山部入部の動機は様々である。教員数の減少の中で、多様なニーズに対応することは、今後ますます困難になる。設備や指導できる教員がいないクライミング希望者が登山部に入部していても指導はできない。

学校が責任をもって提供できる登山部活動は、安全確保や顧問の質と量から一定の範囲にならざるを得ない。登山部活動はガイドラインに示した登山活動を行う部になるだろう

提案理由

- 1 入部動機についての調査結果が、登山専門部五十周年誌P56に記載されている。
 - ・平成20年度からボルダリングが導入されると記載がある。
 - ・平成18年の新人大会のときに実施したアンケートが、以下のように掲載されている。

Q1 登山部に入って動機は何ですか。

- 21% 中学とは違うスポーツをやってみたいから
- 18% 山や自然でのアウトドアスポーツが好きだから
- 18% 友達に誘われたから
- 13% マイペースでできるスポーツだから
- 7% 親や担任の薦めが強かったから
- 7% クライミングを試してみたいから

Q2 入部するとき親は何と仰いましたか

- 42% 自分が選んだ部活だから最後まで頑張れ
- 11% 危険だからやめなさい

2% 危険だけど頑張れ

2% 何も言わなかった

Q3 登山部に入った感想はどうですか

37% つらいときもあるが結構楽しく活動している

13% 自然を満喫し、とても楽しく活動している

8% 予想と違ってつらいことばかりだ

5% その他

Q4 あなたにとって山の魅力は何ですか

26% 自然がいっぱい

11% 景色が素晴らしい

7% 達成感

56% その他

この結果を見ると、入部理由は様々で、登山活動そのものの魅力が一番多いわけではない。友達に誘われた（18%）、親や担任の薦めが強かった（7%）、クライミング（7%）を合せると32%になる。山の魅力について、その他（56%）が半分以上いる。自然や登る楽しさに魅力を感じている生徒がいる反面、それとは違う理由で入部してきた生徒もかなりいる。

2 登山専門部は、2022年にまとめた「登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」P9で、以下のように分析している。

かつては、登山専門部加盟校の登山部・山岳部の多くが、夏山合宿等において、県内はもとより、県外の3千メートル級の間々での縦走など難易度の高い行動を含む活動を行って来ました。最近では、各校の部活動に加入する動機として、標高の高い山域への登山を目指すことのほかに、キャンプと自然観察を目的としたハイキングなどを組み合わせた活動に魅力を感じている生徒も多くなっています。また、他の運動部活動に比べ平日の活動時間が短いことから、主として進学校においては、学業との両立を図る観点から入部を希望する生徒が目立つようになっています。

3 これらの資料から、登山部が従来実施してきた登山だけでなく、キャンプ、自然観察のハイキングなど仲間との活動やクライミングなどに魅力を感じている生徒も登山部に入っている。また進学校においては学業との両立が考えている生徒もいる。

提案3 登山部の活動は、ガイドラインを守って実施されなければならない。現ガイドラインでは、指導経験のない顧問でも、他校との合同登山や登山アドバイザー帯同であれば、山行は可能になる。こうした抜け道的活動は、安全性など課題がある。指導資格や指導経験不足の教員を顧問にするのは、教員の負担と責任を重くするだけである。

学校や県教委は、これまでより厳格な登山部設置条件を規定すべきである。部員数や顧問の指導員資格などは重要な設置条件である。条件が満たされない場合は設置を控えるべきである。設置条件を規定することは、活動の安全性や顧問の負担軽減につながる。

私見を述べれば、①部員数は、常に活動する部員が5～10名以上、②顧問は引率経験が5年以上の顧問が2名以上、公認の指導資格者が1名以上、これを設置条件としたい。

提案理由

- 1 現行ガイドラインでは、引率者の条件は、以下のようになる。
 - ・引率者は少なくとも一人は、登山指導経験が満5年以上あり、公益財団法人日本スポーツ協会認定の指導者資格を有するか、または、国立登山研修所などで実施される県が指定した研修等に参加した者を置くこと必須とする
 - ・該当する者がいない場合、要件を満たす引率者が引率する他校の登山と合同により実施するか、下記4の登山アドバイザーを帯同させることで、要件を満たす者を引率者として置いたものとみなす。これは、登山アドバイザー帯同や他校との合同実施であれば、素人の顧問であっても、生徒を引率した登山が可能になる。これは抜け穴といってよいだろう。やろうと思えば、登山の基本を知らない顧問でも、山行は可能になる。
- 2 那須雪崩事故を教訓とするならば、登山部の顧問は、登山活動や自然を熟知し、緊急事態に対応できる一定の力量、指導力が必要である。登山部活動の危険性を考え、顧問は指導資格を条件にすべきである。武道などはそうした条件が必要だと聞いている。
指導の有資格者がいないなど条件に満たない場合、設置は認めない内規にすべきである。

提案4 6登山部、顧問22名の現状を見ると、約6割が引率可能な経験に達していない。新任顧問に研修や経験を積ませ、指導可能な顧問に育成していくやり方は、教員の負担や安全面などから問題がある。抜本的な見直しが必要である。

提案理由（資料3から）

- 1 資料3を見ると、6校の正顧問の登山歴は、満10年、満8年、満6年、満3年が1名、満2年が2名である。正顧問の半数は5年未満であり、自分では引率できない顧問である。真岡、大田原両校は、全ての顧問（6人）が満3年未満で、引率可能な顧問はいない。登山歴を見ると、大田原高の正顧問を除く5名は、登山歴がほとんどないか、全くない顧問である。
- 2 登山部活動の特性から、引率は5年以上の経験が必要であるとガイドラインに記されている。新任顧問が引率可能になるのは5年後になる。そのころ自校の登山部は廃部になっているかもしれないし、異動した場合、登山部がない可能性が高い。
- 3 顧問22名の研修受講歴を見ると、少ない顧問は0回、多い顧問は13回で、顧問歴18年や9年でも受講歴0の顧問もいる。受講は本人の希望と関係している。研修等を受講すると、指導可能な登山部顧問となり、登山部のある異動先になる可能性がある。
- 4 現行の顧問制度では、今後も顧問養成が必須になる。若い教員、経験のない教員を対象に顧問養成を続けることになる。本人の希望よりも、配置の必要性が優先されてしまう。
- 5 6校の登山部を維持するため、未経験の教員に研修を積ませ顧問にする現在のやり方は、安全確保、教員負担の点から見て、課題が多い。抜本的な見直しが必要である。

提案5 山行前、ガイドライン等の規則や制約を実施したのかを最終確認し、可視化、制度化することが必要だと考える。山行前の最終確認表提出を義務化すべきである。

提案理由（資料2から）

- 1 那須雪崩事故を検証した報告書において、当該講習会で欠落していた安全登山の具体的課題を提示している。現在そうした課題がどの程度改善されているかを調査したのが資料2である。
- 2 登山ガイドラインには、ガイドラインに沿った登山計画、申請書の提出、登山審査会の審査

など、安全確保の措置が規定され、課題の改善が示されている。

- 3 資料2の1『『現行制度上の改善度合い』についての私見』にまとめたとおり、ガイドラインに沿った計画立案、審査会の審査は、あくまで計画段階である。山行直前に申請書どおりに実施したかは分からない。どの程度実施するかは顧問次第である。
- 4 校長や審査会は、顧問を信頼しているので、顧問はやるべきことをやる前提で審査や承認をしている。
- 5 しかし、那須雪崩事故においては、学校長も登山専門部長も高体連会長も保護者は、通達や積雪期登山の原則が守られ運営されると信じていたが、実際は違った。遵守すべきことが適切に行われなかった。
- 6 ガイドライン、マニュアルなど多くのきまりが作られ、計画段階の制約は整備された。しかし運用するのは顧問らである。愚直に遵守するか、恣意的に運用するか、故意的に解釈するかは、顧問の人間性にかかっている。
- 7 山行前、ガイドライン等の規則や制約を実施したのかを最終確認し、可視化、制度化することが必要だと考える。山行前の最終確認表提出を義務化すべきである。

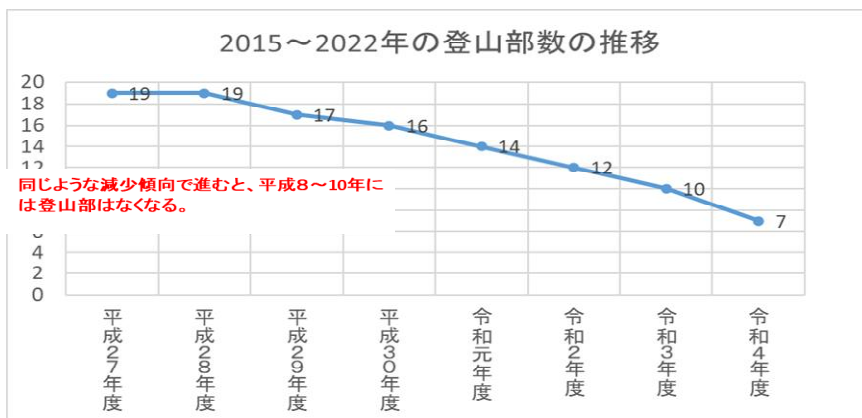
提案6 現在の登山部が山行する場合、専任顧問（リーダー）と日常的に指導していない補助的顧問等とが協力して行うものである。こうした体制の指導者集団が、緊急事態に的確に判断し行動することは難しいだろう。なぜなら補助的顧問は別の部の顧問も兼ねているので、登山部指導に必要な技術や体力や知見、責任を持つには相当な努力が必要で困難である。山行前に困難や緊急事態をシミュレーションしたミーティングのやり方を学び、留守部隊を含め、山行前に緊急事態対応ミーティングを実施することを義務化し、対応力を高めるべきである。

提案理由（資料3から）

- 1 現在の登山部の顧問体制は、専任顧問が1人いて、山行時には日常指導しない補助的顧問と登山アドバイザーが協力する体制である。緊急事態に的確に判断行動するには、補助的顧問等と専任顧問との協働体制、チームワークが重要になる。訓練しなければ難しいだろう。
- 2 資料3は、登山部顧問の兼任状況である。補助的顧問（副顧問～第5顧問）は、別の部の顧問を兼務している者が多い。学校や教員の事情もあるだろう。平日は登山部以外の部を指導し、休日の山行時には登山部を手伝うことになる。こうした立場で生徒を引率するのはかなり厳しいのではないだろうか。
- 3 現在の顧問配置は、指導教員数との関係があるのだろうが、1人の教員が複数の部活の顧問を担当する制度である。指導者を複数配置するためである。こうした制度では、補助的顧問に複数の部活動の専門性を要求することになる。非常に負担の多い仕事になるように思う。ますます顧問が多忙になり、やるべきことを省略することが常になっていくだろう。
- 4 登山部の活動はありのままの自然環境下での活動であり、危機管理には多くの専門的知見と総合的な判断が求められる。先に指摘したような指導者集団が緊急事態に適切に対応するのはかなり難しいだろう。登山アドバイザーが帯同することは大きな力になるが、必要な時にすぐに協力できるとは限らない。
- 5 緊急時の対応は、留守部隊を含めたリーダーを中心としてチーム力が問われる。困難や緊急事態をシミュレーションしたミーティングのやり方を学び、チームとして対応するため、山行前に緊急事態対応ミーティングを実施することを義務化し、対応力を高めるべきである。

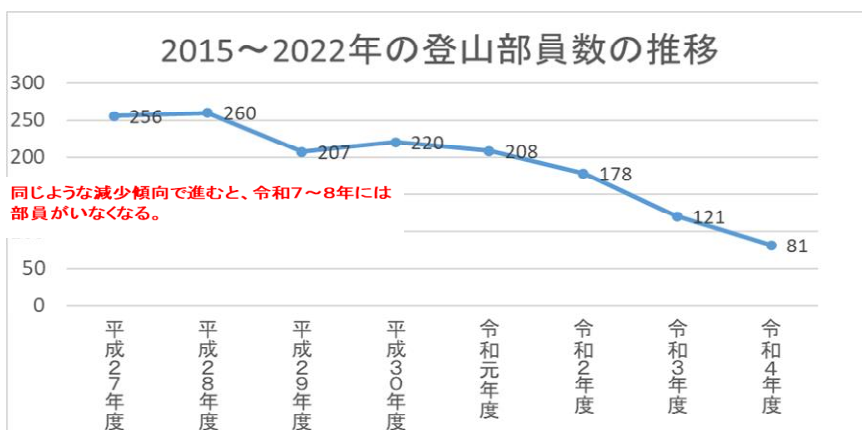
資料1 登山部の現状（県教委の資料から）

1 2015～2022年の登山部数の推移



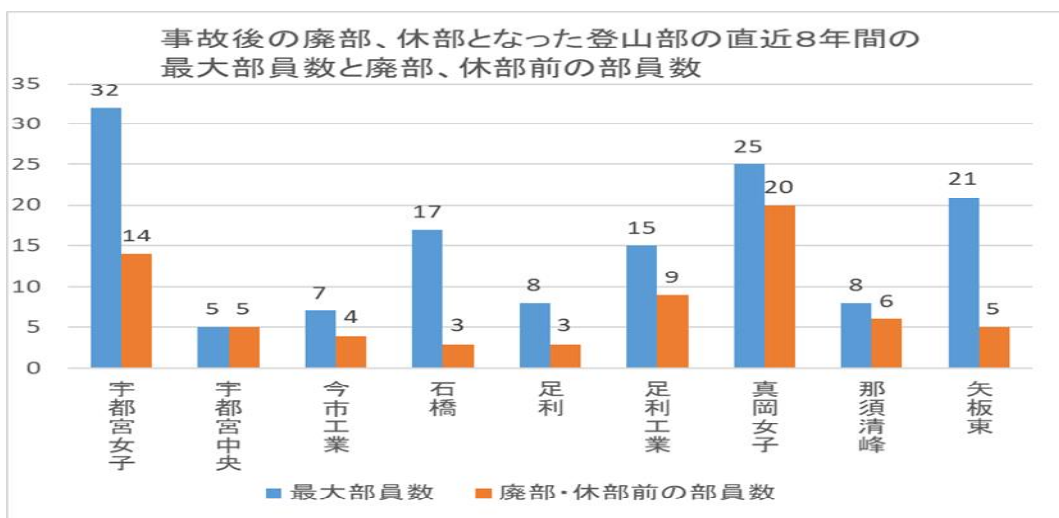
・現在活動しているのは7登山部のみである。

2 2015～2022年の登山部員の推移



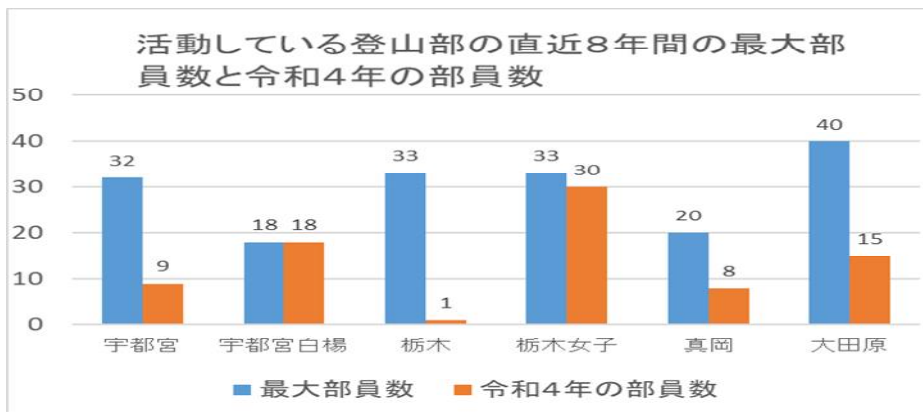
・県内山岳部員数は81名である。事故年度（平成28年度）の31%である。

3 事故後廃部・休部になった登山部の直近8年間の最大部員数と廃部・休部前の部員数



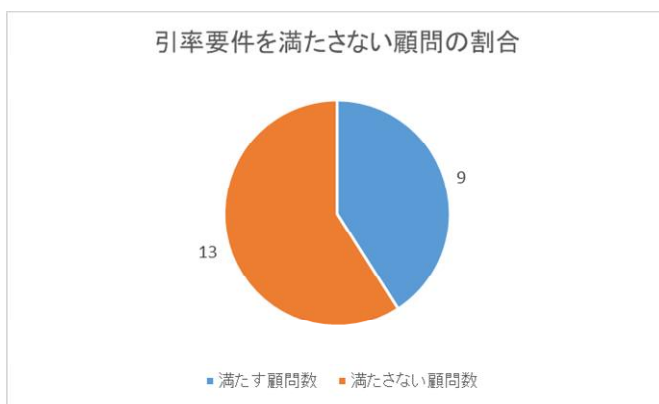
・部員数が10名以下で廃部している学校が多い。

4 活動している登山部の直近8年間の最大部員数と令和4年の部員数



・ 令和4年度部員数が10名以下の学校が3校ある。

5 引率要件を満たさない顧問の割合



・ 6割の顧問が引率要件を満たしていない。

資料2 「検証委員会報告書指摘の具体的課題は、現在制度上どの程度改善されたか」について

1 「現行制度上の改善度合い」についての私見

(1) 企画・立案から参加者決定までの問題点等

番号	報告書指摘課題	予想される制度上の改善状況	改善度合い
1-1	講習場所、講習時期の選択	ガイドラインに明確に規定されているので、顧問は立案時点で場所と時期を選択する。申請書から校長、審査会、県教委で確認と指導が可能	改善された。
1-2	安全情報の収集	ガイドラインに必要性が記載されている。顧問は実施前に安全情報の収集を行うはずである。申請書に記載されるので、校長、計画審査会、県教委で確認と指導が可能である。しかし、実際のどの程度収集したのかは顧問次第である。確認する人はいない。	義務付けられているが顧問次第である。
1-3	目的に沿った実施内容の設定、ミーティングでの共有	ガイドラインに必要性が記載されている。申請書上で、校長、計画審査会、県教委が確認するのはある程度できる。顧問の申請書の書き方次第で決まる。	改善されたが記載によって確認は難しい。
1-4	荒天の際の代替策	ガイドラインで申請書には荒天時の対応を明記するよう記載されているので、申請書上で確認できる。計画変更や不測の事態での連絡先。報告先を記載することになっている。しかし、どの程度留守本部に連絡し判断するかは、顧問次第になる。	改善された。山行中の判断は顧問次第である。
1-5	危機対策、計画変更の決定方法及び伝達方法などを事前決定	計画変更の決定方法は上の同じ。指導者への伝達方法の事前決定については記載されていない。計画変更の伝達方法については、現場での顧問の判断による。	改善された。伝達方法については顧問に任せている。

・これ以降については省略

(2) 事故発生時の状況及び対応の問題点等

番号	報告書指摘課題	予想される制度上の改善状況	改善度合い
1	計画変更の可能性を念頭に入れ、十分な情報収集に基づいて訓練内容や行動範囲を明確にした変更計画を立てる必要	ガイドラインで申請書には荒天時の対応(中止、延期、停滞、途中帰還等)を検討し記載することになっている。計画変更ルートは記載される。校長、審査会、県教委、荒天時の対応を確認はできる。しかし左記が指摘する計画変更して活動を続ける場合の訓練内容や行動範囲については、申請書には明記されない。現場で計画変更し活動を続ける場合は、顧問の判断にかかる。	計画立案上は改善された。活動継続で計画変更する場合は、顧問の判断に任せることになる。
2	現地で得られる情報をできる限り収集する。専門家の意見を聞くことが必要	アドバイザーが帯同するので、専門家の意見は聞くことができる。	改善された。

3	何を目的にして訓練を行うかをまず明確に決めておく必要	ガイドライン、申請書上は記載されるが、目的が抽象的であれば、具体的な訓練内容との関係性が曖昧になる。具体的到達目標や獲得目標が検討されていないと、校長、審査会、県教委の確認と指導は難しい。	具体的目的を記載することになっている。顧問の意識次第である。
4	講師としては、生徒の意向にかかわらず、毅然とした態度で明確な指示を出す必要	当然のことなのでガイドライン上、申請書上は記載されない。実際の場面では、指導者の指導意識なので、校長は指導可能、審査会、県教委の確認と指導はかなり難しい。	そうした記載はあるが、現場で毅然とした態度で指導できるかは顧問次第である。
5	講師間の協働意識とチームワークが求められる。	協働やチームワークについては、ガイドラインの組織体制の項目にその必要性が記載されているので、顧問はそうした認識を当然有している。現実には登山部専任顧問は1名で、その他の補助的顧問が山行のときのみ参加する中で、統率のとれたチームワークがとれるかは未知数と言える。	当然なことである。どこまで統率のとれた指導、チームワークがとれるかは、顧問次第である。

・これ以降については省略

2 検証委員会報告書が指摘している問題点等（報告書P51～132）

(1) 企画・立案から参加者決定までの問題点等

1 十分な計画の必要性

- ・ 講習場所、講習時期の選択
- ・ 事前に、講習場所の地形、天候、過去の事故発生状況等の安全情報の収集
- ・ 目的に沿った実施内容の設定、内容のミーティングの共有
- ・ 荒天の際の代替策
- ・ 危機対策、計画変更の決定方法及び伝達方法などを事前決定

2 事前審査の実施

- ・ 実施責任者以外の第三者が事前に審査する体制の設置と審査

3 実施の際の責任管理体制の確保

- ・ 講師が生徒に対し統率力を発揮できる体制の事前検討
- ・ 責任体制の整備

4 終了後の報告、総括等の必要性

- ・ 実施の都度総括する機会の設定
- ・ 事故事例やヒヤリハット事例を集積と共有
- ・ 事故事例やヒヤリハット事例の反省と改善策の検討、引継、文書化による永続的保存。

5 講習会講師の選定基準の問題

- ・ 講師の選定は、登山歴、指導員資格の有無、研修会・講習会への参加回数、その他登山や天候、雪崩に関する知識の有無を明確に確認した上で、班構成等の決定
- ・ 講師や引率教員の知見が不十分と考えられる場合には、外部専門家への講師の委託
- ・ 全ての講師や引率教員に対し、豊富な知識や経験を期待することはそもそも困難
- ・ 講師間で事前に知識や情報を交換し、講習内容や安全管理等の認識の共通化

(2) 3月27日の活動状況の問題点等

- 1 的確な代替案を事前に準備しないまま計画変更を行なったこと。
 - ・最終日の計画変更の可能性を念頭に入れ、十分な情報収集に基づいて訓練内容や行動範囲を明確にした変更計画を立てる必要
- 2 気象等に関わる情報収集が不十分で、専門家の助言を求めなかったこと。
 - ・現地で得られる情報をできる限り収集する。専門家の意見を聞くことが必要
- 3 計画変更後の訓練の目的等の重要事項が不明確であり、各教員間でそれらの情報共有がされていなかったこと。
 - ・訓練を行う際には、何を目的にして訓練を行うかをまず明確に決めておく必要がある。
- 4 講師等の雪崩に関する理解が不足しており、訓練における適切な指示が欠けていたこと。
 - ・講師としては、生徒の意向にかかわらず、毅然とした態度で明確な指示を出す必要
- 5 講習会を安全かつ実効的に運営し、ベストプラクティスを果たして目的を完遂しようとする講師間の協働意識とチームワークが欠けていたこと。
 - ・講師間の協働意識とチームワークが求められる。

(3)事故発生時の状況及び対応の問題点等

- 1 連絡体制の不備
- 2 雪崩に対する認識の不足と本部体制の不備
- 3 緊急時の連絡方法、通信機器管理の不備
- 4 緊急連絡体制の未整備
- 5 迅速な救助の必要性

(4)初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組の問題点等

- 1 危機管理（リスクマネジメント）の視点の欠落
 - ・企画から、事故防止の対策及び事故発生時の対応について具体的に検討し、備えておく必要
- 2 緊急連絡網の未整備
 - ・参加生徒及び保護者、引率教員などの連絡網を作成し、現場の引率者、関係者が共有
- 3 緊急対応のための支援体制の未構築
 - ・主催（主管）者は、事故発生時及び一定の期間の緊急対応の支援を行うために、校長等のチームによる支援体制を整備しておく必要
- 4 危機管理のための教職員研修が不十分
 - ・教職員の危機管理意識の向上に向けた研修が必要
- 5 県教育委員会の緊急支援等の内容の整理と緊急対応に課題
 - ・県教委の迅速かつ適切な支援を得て、支援や基本調査を行う手順を明確にする必要
- 6 心のケアを実施する全校的な体制づくりと継続に課題
 - ・被災生徒及び兄弟姉妹、保護者の心のケア、関係教職員、関係校の生徒や教職員などに対し、スクールカウンセラー等の支援と助言を得て全教職員で支援していく体制が必要

(5)初期対応終了後から現在までの取組の問題点等

- 1 心のケアを中・長期的に継続する体制づくりが課題
- 2 時季を考慮した心のケアの実施に課題
- 3 機能する危機管理マニュアルの作成・改善が喫緊の課題
- 4 高体連の事業のチェックや指導の強化、指導者の研修機会の確保や情報提供の充実が課題
- 5 生徒や保護者への丁寧な説明が課題

資料3 6校の顧問22名の顧問歴と専任や兼任の状況

No	校名	顧問種類	顧問歴	専任部活	兼任部活	予想される指導状況
1	宇都宮	正	満10年	登山	ソフトテニス、書道	平日指導するのは登山歴10年の正顧問のみ。休日は副顧問以下3名が参加する。3名は休日だけの顧問。正顧問も必要のあるときには、他の2部活を指導する。
2		副	満3年	英語	ラグビー、テニス	
3		第3	満9年		化学、クイズ研究	
4		第4	満18年		生物、天文、写真	
5	宇都宮白楊	正	満2年	登山	なし	満2年目の正顧問と満1年の第4顧問が平日指導する。休日山行には、満6年の副顧問や第3顧問も参加する。副顧問が参加しないと引率可能教員がいない。
6		副	満6年	美術	美術	
7		第4	満1年	登山	吹奏楽	
8		第3	満1年	ダンス	ダンス	
9	栃木	正	満6年	登山	史学	登山専門部がある学校なので、3顧問が登山部を指導している。3名とも他部を兼務している。
10		副	満2年	登山	放送、物理	
11		第3	満3年	登山	天文、物理	
12	栃木女子	副	満8年	登山	美術	部員数が30名と多いので5名の顧問が配置されている。正・副顧問は登山部のみ担当。第3、4顧問は、平日は他部を指導している。休日の山行では、第3～5顧問も参加する。
13		第4	満29年		ソフトテニス	
14		第5	満6年		なし	
15		正	満5年	登山	地球	
16		第3	満2年	華道	華道	
17	真岡	正	満2年	登山	なし	満2年の正顧問が平日指導する。副、第3顧問は平日は別部活動を指導し、休日山行時に参加する。
18		副	新任	美術	美術、クイズ研究	
19		第3	満1年	天文	天文、科学	
20	大田原	正	満3年	登山	SSC	満3年の正顧問と2名の新任教員の3名で指導する。うち2名は他の部活動も兼務する。
21		副	新任	登山	バスケットボール、囲碁将棋	
22		第3	新任	登山	なし	